

国が平成21年度第1次補正予算において措置した、所得の低い方（平成21年度に均等割額が8.5割軽減の対象となる被保険者）の保険料軽減措置に要する経費についての財源として設けられた後期高齢者医療制度臨時特例基金の執行状況等（下半期分）について別添のとおり公表します。

なお、この公表については、厚生労働省より基金の執行状況等について公表に努めるよう通知があり行うものです。

平成22年8月6日

(様式2)

平成21年度補正予算において設けられた 基金の執行状況等について

単位:百万円

基金名称	愛知県後期高齢者医療制度臨時特例基金		
基金設置法人名	愛知県後期高齢者医療広域連合		
A	基金造成のための 国からの交付決定額 (平成21年度補正予算) (運用収入を含む。)	493百万円	
	(国からの交付決定額)	(493百万円)	
	(運用収入額)	(0百万円)	
B	平成21年度下半期終了時 におけるAの金額の残高 (A-C)	0百万円	
C	執行(支出)済み額	493百万円	
E	翌半期以降の執行 見込みについて		
	(執行見込額)	0百万円	

F 運用方法と運用収入実績について

科目	当該運用方法を選択している理由	運用金額 (百万円)	運用収入 (円)
預貯金	最も確実かつ有利な方法によつて保管するよう基金条例に規定しているため	43百万円	7,102円
短期・長期信託		0百万円	0円
有価証券		0百万円	0円
国債			
政保債・地方債			
その他社債等			

執行済み額(C)の 平成21年度上半期合計	0百万円
執行済み額(C)の 平成21年度下半期合計	493百万円

(様式2)

D 執行済み額(C)の内訳

単位:円

支出月	科目	支出目的	支出額	支出相手先
2月	保険料財源	低所得者(平成21年度に均等割額が8.5割軽減の対象となる被保険者)の保険料軽減のための財源に充当	450,000,000	広域連合において、低所得者の保険料軽減を実施したことによる保険料財源への充当
3月	保険料財源	低所得者(平成21年度に均等割額が8.5割軽減の対象となる被保険者)の保険料軽減のための財源に充当	42,775,936	広域連合において、低所得者の保険料軽減を実施したことによる保険料財源への充当